

遺族厚生年金における男女の差を理解する

2 014年の改正で、遺族基礎年金の受給資格者が「子のある妻」から「子のある配偶者」になったことで、夫も遺族基礎年金が受給できるようになりました。

この改正は、一説には東日本大震災の影響があったともいわれています。筆者は岩手県宮古市の生まれですが、あの津波の映像は本当に恐ろしく、大きな衝撃でした。漁に出ていた男性たちは沖に留まることで津波から避難していたといえます。一方、魚の加工工場などで働いていた女性たちの多くは、いったん自宅に戻り同居している年輩の両親たちを連れて逃

げようとしたところで被害にあつたそうです。その結果、漁から戻った夫と学校で避難していた子が遺されたケースも多いと、親戚から聞きました。

そのころの遺族基礎年金は父子家庭には支給されませんでした。子どもを置いて漁に出ることもままならなくなった方もいるでしょうから、生活は本当に苦しかったかと思えます。

筆者はこの改正の際に遺族厚生年金も改正になると思ったのですが、残念ながら一部の改正にとどまりました。今回はこの点を詳しくご紹介していきます。

夫が受け取れないときには18歳年度末の子が受け取る

厚生年金加入者が亡くなると、遺族には遺族厚生年金が支給されます。受給できる人は、亡くなった方によって生計を維持されていた妻、子、夫、孫、父母、祖父母です。このとき、妻には年齢制限はなく、一生涯夫が受け取るはずであった老齢厚生年金の4分の3を遺族厚生年金として受給します（夫死亡時に30歳未満の子のない妻への遺族厚生年金は5年間の限定支給です）。

遺族年金において生計を維持されたとという解釈は、一緒に住んでいたということですから、どちらの収入が多いかは関係ありません。夫が亡くなれば妻が、妻が亡くなれば夫が、対象となる配偶者がいなければ子が遺族厚生年金を受け取ります。

会社員である妻が亡くなると、遺族厚生年金は配偶者である夫が受給対象となりますが、夫が遺族厚生年金を受給するには妻死亡時に55歳以上であることが条件です。夫が受給対象とならない場合で、18歳到達年度の年度末を経過していない子がいるときには子が受給権を得ます（図表・例1）。

妻死亡時に夫が55歳以上であっても、遺族厚生年金はすぐには受給できません。受給開始は夫60歳からです（例2）。ただし、遺族基礎年金を受給しているときに限り、夫は60歳前から遺族厚生年金が受給可能です（例3）。ここが2014年に改正された点です。

となることもあります（例4）。では、妻死亡時に55歳未満の夫で、かつ遺族基礎年金の対象となる子どももない場合はどうなるのでしょうか？ 図表の例5からわかるように、遺族厚生年金はまったく支払われません。

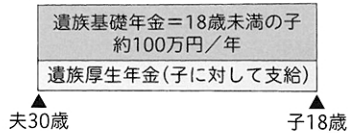
中高齢寡婦加算の「婦」の字は女性という意味ですから、もちろん男性は受け取れません。家族が死亡したことによる経済的損失を埋めるために契約するのが死亡保

1. 遺族厚生年金の受給に関して、妻には年齢制限はないが、夫は55歳以上であることが必要
2. 万一の年金は「妻死亡時」のほうが少ないため、民間保険で経済的損失を埋めることが重要

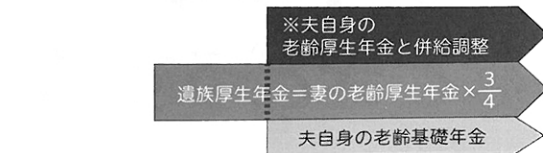
山中 伸枝
一般社団法人公的保険アドバイザー協会理事
株式会社アセット・アドバンテージ代表取締役 CFP®
1993年、米国オハイオ州立大学ビジネス学部卒業後メーカーに勤務。これからは自らの知識と信念で自分の人生を切り開いていく時代と痛感し、FPを目指す。著書『100人以下の会社のためのiDeCo&企業型DC業々活用術』（日本法令）他

● 女性社員の遺族年金

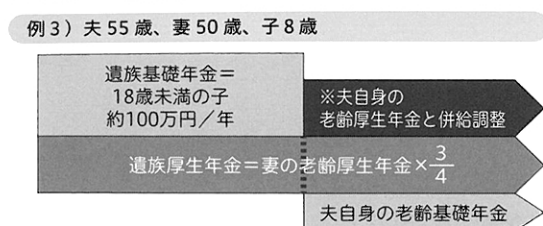
例1) 夫30歳、妻30歳、子3歳



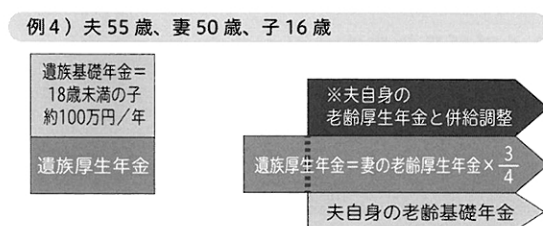
例2) 夫56歳、妻50歳、子19歳



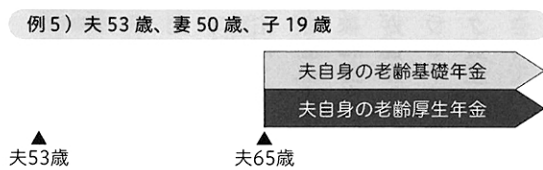
例3) 夫55歳、妻50歳、子8歳



例4) 夫55歳、妻50歳、子16歳



例5) 夫53歳、妻50歳、子19歳



保険提案のポイント

